

空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付要綱

制 定 令和3年4月1日 建住政第3876号
最近改正 令和4年4月1日 建住政第3216号

（目的）

第1条 この要綱は、空家の「子育てしやすい良質な住まい」への改修を促進するため、横浜市がその費用を補助するにあたり必要な事項を定め、空家の利活用、及び子育て世帯等の流入による地域の活性化・まちの魅力向上を目的とする。

2 補助金の交付については、次に掲げる関係規定のほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) 住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱(平成16年4月1日国住市第352号。以下「住市総要綱」という。)
- (2) 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日制定。)
- (3) 横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)
- (4) 横浜市木造住宅耐震改修促進事業設計・施工事業者登録制度実施要綱(平成16年4月13日建民第1030号。以下「登録事業者要綱」という。)

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例のほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空家
申請時点から遡って1年以上、居住その他の使用がなされていない住宅をいう。
- (2) 子育て世帯
申請時点で、同居者に18才未満の者又は妊娠している者がいる世帯をいう。
- (3) 若年等世帯
申請時点で、夫婦(事実上婚姻関係、婚姻の予約者、横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき宣誓を行った者及び行おうとする者含む)合計の満年齢が80歳未満の世帯をいう。
- (4) 世帯分離
現世帯から分離し新たな世帯を設けるものをいう。
- (5) 耐震診断
平成18年国土交通省告示第184号別添(建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。)第1本文ただし書の規定に基づき、指針第1に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法として「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について(技術的助言)(平成31年1月1日国住指第3107号)」により認定された方法に基づき、住宅の耐震性を判定することをいう。
- (6) 一般診断
耐震診断のうち、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法により行うことをいう。
- (7) 精密診断
耐震診断のうち、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断法により行うことをいう。
- (8) 耐震改修工事
耐震診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された住宅に対し、判定した際と同じ診断法に基づき、耐震改修設計を行い、耐震性が確保されていると判定されるよう改修する工事をいう。
- (9) 設計事業者
登録事業者要綱第2条第3項に規定する登録事業者であり、第4条に定める補助対象者から委任を受けてこの要綱に規定する手続き、並びに、当該耐震改修工事に係る工事監理を実施するものをいう。

(10) 施工事業者

登録事業者要綱第2条第3項に規定する登録事業者であり、第4条に定める補助対象者から委任を受けて当該耐震改修工事に係る施工を実施するものをいう。

(委託業務)

第3条 市長は、この要綱に係る業務の一部を委託することができる。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 当該空家を取得し、自己居住用の住宅として改修する子育て世帯又は若年等世帯の者
- (2) 当該空家を、子育て世帯・若年等世帯向けの住宅として賃貸に供する目的で改修する者

2 前項第1号の補助対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 世帯を構成する者全てが市外から市内に転入する、又は世帯分離により市内から転居する者
- (2) 当該申請に係る改修工事の完了後10年間は当該空家に居住する者
- (3) 市税等を滞納していない者、及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者

3 第1項第2号の補助対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 子育て世帯又は若年等世帯で、世帯を構成する者全てが市外から市内に転入する、又は世帯分離により市内から転居する者に限定し入居させる者
- (2) 当該申請に係る改修工事の完了後10年間は当該空家に入居者を募集する者
- (3) 市税等を滞納していない者、及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者

(補助対象建築物)

第5条 補助の対象となる建築物は、申請時点でこの要綱に定めるところの空家であり、次の要件を満たすこととする。

- (1) 横浜市内に存する一戸建て住宅（兼用住宅を含む）とする。
- (2) 建築基準法に違反していないものとする。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法第二条第2項における特定空家等として横浜市から認定されていないものとする。
- (4) 耐震性が確保されていると認められるもの。ただし、満たしていない場合においては、耐震改修工事を行い、実績報告時点で満たせばよいものとする。
- (5) 第4条第1項第2号において、当該空家が自己所有でない者は、建物の改修、及び原状回復義務の放棄について当該空家の所有者の合意を得られているものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、当該年度の予算の範囲内で、次の各号に該当するものとする。ただし、横浜市等から補助金の交付を受けている又は交付が決定している同一の経費は対象外とする。

- (1) 子供の安全確保や家事・育児の効率化等を目的とした内装等の改修工事に係る経費
- (2) 耐震改修工事に係る経費

2 前項第1号の対象となる経費を申請する場合のみ、前項第2号の対象となる経費を申請することができるものとし、その場合は、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工された、木造在来軸組構法で建築された2階建て以下の住宅
- (2) 耐震診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された場合に、耐震改修工事を行う住宅

3 第1項第2号における、耐震改修工事に係る経費について、市長は補助限度単価等を別に定めることができる。

(補助金の額)

第7条 前条第1項第1号の補助金額は、消費税（地方消費税を含む）を除いた額とし、当該年度の予算

の範囲内で、次の各号のうち最も小さい額を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、それを切り捨てた額とする。

- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
 - (2) 1,000,000円
- 2 前条第1項第2号の補助金額は、消費税（地方消費税を含む）を除いた額とし、当該年度の予算の範囲内で、次の各号のうち最も小さい額を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、それを切り捨てた額とする。
- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
 - (2) 補助限度単価の積算額
 - (3) 1,500,000円
- 3 前項第2号における積算額は、基礎工事、耐力壁工事及び屋根工事のうち実施する工事において、次の各号で定める費用を合計した額とする。
- (1) 基礎工事
実施する基礎工事の施工長さ（m）に補助限度単価72,700円を乗じて得た額
 - (2) 耐力壁工事
実施する耐力壁工事の施工長さ（m）に補助限度単価72,500円を乗じて得た額
 - (3) 屋根工事
当該施工面積（㎡）に補助限度単価12,100円を乗じて得た額

（補助金の交付申請）

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者は、空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付申請書（第1号様式）、及び申請書に記載の添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、補助事業等の目的及び内容により、前項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。
 - 3 市長は、第1項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

（補助金の交付決定）

- 第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要がある場合は、条件を付すことができる。
 - 3 市長は、第1項の審査及び調査等の結果により、補助金を交付しないことと決定した場合は、申請者に対し、速やかにその旨を空家の改修等補助金（子育て住まい型）不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。
 - 4 申請者は、交付決定通知を受けるまでは、当該申請に係る改修工事に着手してはならない。

（申請の変更）

- 第10条 申請者が交付決定通知を受けた後に、申請事項を変更しようとする場合は、変更に係る工事に着手する前に、空家の改修等補助金（子育て住まい型）変更申請書（第6号様式）、及び申請書に記載の添付書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するものを除いて市長が軽微な変更と認めるものは提出を省略することができる。
- (1) 補助金交付申請額の変更
 - (2) 設計事業者、設計者及び施工事業者の変更
 - (3) 耐震改修工事の計画を策定する際に用いる診断法の変更
- 2 市長は前項の規定による申請が適当であると承認した場合は、空家の改修等補助金（子育て住まい型）変更交付決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

（申請の取下げ）

第11条 申請者が交付決定通知を受けた後に、申請を取下げしようとする場合は、速やかに、空家の改修等補助金（子育て住まい型）取下届（第7号様式）に交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

（中間検査）

第12条 申請者は、第6条第1項第2号の規定による工事を行う場合は、交付決定通知を受けた後、当該申請に係る改修工事に着手する前に、空家の改修等補助金（子育て住まい型）中間検査申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する中間検査申請を受理した場合は、申請者と協議のうえ、適切な時期に中間検査を行うものとする。

3 市長は、前項に規定する中間検査を行った結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、耐震改修工事が適切に行われるよう申請者に指示するものとする。

（実績報告）

第13条 申請者は、当該申請に係る改修工事が完了した場合は、速やかに空家の改修等補助金（子育て住まい型）実績報告書（第10号様式）、及び実績報告書に記載の添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により、前項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する添付書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

3 市長は、第1項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

（完了検査）

第14条 申請者は、第6条第1項第2号の規定による工事を行う場合は、前条第1項に規定する実績報告において、空家の改修等補助金（子育て住まい型）完了検査申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する完了検査申請を受理した場合は、申請者と協議のうえ、適切な時期に完了検査を行うものとする。

3 市長は、前項に規定する完了検査を行った結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、耐震改修工事が適切に行われるよう申請者に指示するものとする。

（補助金額の確定）

第15条 市長は、第13条第1項の規定による実績報告があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行うとともに、前条第2項に規定する完了検査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査する。適合すると認めた場合は、交付すべき補助金額を確定し、空家の改修等補助金（子育て住まい型）額確定通知書（第14号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第16条 申請者は、補助金の交付を受けようとする場合には、前条に定める確定通知書の受領後に、空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付請求書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

（決定の取消し及び補助金の返還等）

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付決定取消通知書（第16号様式）により通知するものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(2) この要綱に定める申請を怠った場合

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(4) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に従わなかった場合

2 市長は、前項の場合には、当該取り消しに係る部分について、その返還を命ずるものとする。

(調査及び指示)

第18条 申請者は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

2 市長は、補助事業等の適正な遂行を確保するため、申請者に対し必要な措置を指示することができる。

(普及啓発の協力)

第19条 交付決定を受けた者は、補助事業等の普及啓発について市長の求める協力を行うものとする。

(処分等の制限)

第20条 第9条第1項に規定する補助金の交付決定を受け、改修工事を実施した者は、当該補助金の交付を受けてから10年以上、当該建築物を処分してはならない。

2 第9条第1項に規定する補助金の交付を受け、改修工事を実施した者は、当該補助金の交付を受けてから10年以上、当該建築物を適切に維持管理しなければならない。

(入札又は見積の徴収)

第21条 補助対象者は、補助対象経費が1件あたり1,000,000円以上となることが見込まれる工事の請負、物品の購入、事務の委託等を行う場合は、市内事業者(横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。)により入札を行い、又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。

(関係書類の保存期間)

第22条 この要綱に係る関係書類の保存期間は10年とする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住所

電話

氏名

空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付申請書

空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付要綱第8条第1項の規定にもとづき、書類を添えて、当該補助金の交付申請を行います。

1 空家住所

2 補助対象経費（□欄に✓を入れること）

- (1) 子供の安全確保や家事・育児の効率化等を目的とした内装等の改修工事に係る経費
- (2) 耐震改修工事に係る経費

3 添付書類（□欄に✓を入れること）

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助対象者であることが確認できるもの
- (3) 補助対象建築物であることが確認できるもの
- (4) 補助対象工事の内容が確認できるもの
- (5) 耐震基準を満たしていることを証するもの
- (6) 誓約書（第3号様式）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

事業計画書

1 建築物

所在地	(住居表示) (地番表示)
所有者氏名	
構造及び規模	木造 階建て m ²
建築年月日	年 月 日
耐震性能	<input type="checkbox"/> 昭和56年6月1日以降の建築確認済 <input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前の建築確認だが、耐震性能を満たしている <input type="checkbox"/> 実績報告までに耐震改修工事予定

2 工事予定

工事着手予定	年 月 日
工事完了予定	年 月 日

3 子供の安全確保や家事・育児の効率化等を目的とした内装等の改修等に係る経費

(1) 工事の概要

工事概要	(内容) (目的)
施工事業者	(事業者名) (代表者氏名) (本店の所在地) (連絡先)

(2) 経費及び補助金額

経費の総額	円 (税抜)
上記のうち、子供の安全確保や家事・育児の効率化等を目的とした内装等の改修等に要する費用	円 (税抜)
補助申請額 (千円未満切り捨て) ※上記金額×1/2、又は上限1,000,000円で低い額	円 (税抜)

4 耐震改修工事に係る経費

(1) 耐震診断法 (□欄に✓を入れること)

<input type="checkbox"/> 精密診断	<input type="checkbox"/> 一般診断
-------------------------------	-------------------------------

(2) 工事の概要

工事概要	(内容) (目的)
設計事業者 ※登録事業者に限る	(登録事業者No.) (事業者名・代表者氏名) (本店の所在地・連絡先) (建築士事務所登録番号)
設計者 ※設計事業所に所属する者のうち、代表となる設計者	(資格) 建築士 登録第 号 (氏名)
施工事業者 ※登録事業者に限る	(事業者名) (代表者氏名) (本店の所在地・連絡先)

(3) 経費及び補助金額

経費の総額	円 (税抜)
上記のうち、耐震改修工事に要する費用	円 (税抜)
補助申請額 (千円未満切り捨て) ※上記金額×1/2、又は上限1,500,000円で低い額	円 (税抜)

年 月 日

横浜市長

空家の改修等補助金（子育て住まい型）に関する誓約書

空家の改修等補助金（子育て住まい型）の申請において、以下の点について誓約します。

（□欄に✓を入れること）

〈当該空家を取得し、自己居住用の住宅として改修する子育て世帯又は若年等世帯の者〉の場合

- 空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付要綱の規定を遵守します。
- 当該補助金の交付を受けてから10年間は、当該建築物に居住します。
- 当該補助金の交付を受けてから10年間は、当該建築物の維持管理に努め、売却等の処分を行いません。
- 横浜市等から同一の経費の補助金を利用しておらず、将来においても利用しません。
- 上記を確認するため、関係事業の利用履歴・申請状況及び申請に係る書類等の内容を、関係事業の所管課と共有することに同意します。
- 補助事業等について、必要に応じて市長の求める調査等に協力します。

〈当該空家を、子育て世帯・若年等世帯向けの住宅として賃貸に供する目的で改修する者〉の場合

- 空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付要綱の規定を遵守します。
- 当該補助金の交付を受けてから10年間は、当該建築物を子育て世帯・若年等世帯に限定して入居者を募集します。
- 当該補助金の交付を受けてから10年間は、当該建築物の維持管理に努め、売却等の処分を行いません。
- 横浜市等から同一の経費の補助金を利用しておらず、将来においても利用しません。
- 上記を確認するため、関係事業の利用履歴・申請状況及び申請に係る書類等の内容を、関係事業の所管課と共有することに同意します。
- 補助事業等について、必要に応じて市長の求める調査等に協力します。

申請者 住所
電話
氏名

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

住所

電話

氏名 様

横浜市長

印

空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付決定通知書

年 月 日に申請のありました空家の改修等補助金（子育て住まい型）について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

_____円

2 交付時期

空家の改修等補助金交付請求書（第15号様式）により、適正な請求を受けた日から30日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金を他の事業に流用しないこと。
- (2) 決定後に内容を変更しようとする場合は、速やかに変更申請書(第6号様式)を提出すること。
- (3) 決定後に内容を中止しようとする場合は、速やかに取下届(第7号様式)を提出すること。
- (4) 当該申請に係る改修工事が完了次第、定められた期日迄に実績報告書(第10号様式)その他関係書類を提出すること。
- (5) 補助金額が確定したら、定められた期日迄に交付請求書(第15号様式)を提出すること。
- (6) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けた場合には、補助金を返還すること。
- (7) この補助金の使途について、必要に応じて行われる調査に協力すること。
- (8) その他、住市総要綱、補助金規則、登録事業者要綱及び空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付要綱の定めに従うこと。

担当

電話

メール

第 号
年 月 日

住所
電話
氏名

様

横浜市長

印

空家の改修等補助金（子育て住まい型）不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました空家の改修等補助金（子育て住まい型）については、交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由

担当
電話
メール

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住所
電話
氏名

空家の改修等補助金（子育て住まい型）変更申請書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家の改修等補助金（子育て住まい型）に係る補助事業等について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

2 変更時期

3 変更の理由

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住所

電話

氏名

空家の改修等補助金（子育て住まい型）取下届

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家の改修等補助金（子育て住まい型）について、次のとおり取り下げたいので申請します。

1 取下げの理由

2 添付書類（欄に✓を入れること）

空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付決定通知書（第4号様式）

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

住所

電話

氏名 様

横浜市長

印

空家の改修等補助金（子育て住まい型）変更交付決定通知書

年 月 日に変更申請のありました空家の改修等補助金（子育て住まい型）について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

_____円

2 交付時期

空家の改修等補助金交付請求書（第15号様式）により、適正な請求を受けた日から30日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金を他の事業に流用しないこと。
- (2) 決定後に内容を変更しようとする場合は、速やかに変更申請書(第6号様式)を提出すること。
- (3) 決定後に内容を中止しようとする場合は、速やかに取下届(第7号様式)を提出すること。
- (4) 当該申請に係る改修工事が完了次第、定められた期日迄に実績報告書(第10号様式)その他関係書類を提出すること。
- (5) 補助金額が確定したら、定められた期日迄に交付請求書(第15号様式)を提出すること。
- (6) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けた場合には、補助金を返還すること。
- (7) この補助金の使途について、必要に応じて行われる調査に協力すること。
- (8) その他、住市総要綱、補助金規則、登録事業者要綱及び空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付要綱の定めに従うこと。

担当

電話

メール

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住所
電話
氏名

空家の改修等補助金（子育て住まい型）中間検査申請書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家の改修等補助金（子育て住まい型）について、次のとおり中間検査を申請します。

1 対象建築物

所在地	(住居表示) (地番表示)
所有者氏名	
構造及び規模	木造 階建て m ²
建築年月日	年 月 日
補助金交付（変更） 決定通知書番号	年 月 日 第 号

2 中間検査申請を行う耐震改修工事の工程

耐震改修工事の工程		中間検査実施希望日
着工時		年 月 日
耐力壁工事	筋かい・面材・金物等設置時	年 月 日
基礎工事	配筋完了時	年 月 日
屋根工事	既存屋根撤去完了時	年 月 日
その他	()	年 月 日

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住所

電話

氏名

空家の改修等補助金（子育て住まい型）実績報告書

空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付要綱第13条第1項の規定により、次の建築物の改修工事を完了したため、書類を添えて、当該補助金の実績報告を行います。

1 空家住所

2 補助対象経費（□欄に✓を入れること）

- (1) 子供の安全確保や家事・育児の効率化等を目的とした内装等の改修等に係る経費
- (2) 耐震改修等に係る経費

3 添付書類（□欄に✓を入れること）

- (1) 事業報告書（第11号様式）
- (2) 完了検査申請書（第12号様式）
- (3) 対象工事の内容が確認できるもの
- (4) 誓約書にて誓約した事項が確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

事業報告書

1 建築物

所在地	(住居表示) (地番表示)
所有者氏名	
構造及び規模	木造 階建て m ²
建築年月日	年 月 日
補助金交付（変更） 決定通知書番号	年 月 日 第 号

2 工事日程

工事着手	年 月 日
工事完了	年 月 日

3 子供の安全確保や家事・育児の効率化等を目的とした内装等の改修等に係る経費

(1) 経費及び補助金額

経費の総額	円（税抜）
上記のうち、子供の安全確保や家事・育児の効率化等を目的とした内装等の改修等に要する費用	円（税抜）
補助申請額（千円未満切り捨て） ※上記金額×1/2、又は上限1,000,000円で低い額	円（税抜）

(2) 事業者への支払い状況

契約日	年 月 日
契約金額	円（税抜）
支払（予定）日	年 月 日
支払金額	円（税抜）

4 耐震改修工事に係る経費

(1) 経費及び補助金額

経費の総額	円（税抜）
上記のうち、耐震改修工事に要する費用	円（税抜）
補助申請額（千円未満切り捨て） ※上記金額×1/2、又は上限1,500,000円で低い額	円（税抜）

(2) 事業者への支払い状況

契約日	年 月 日
契約金額	円（税抜）
支払（予定）日	年 月 日
支払金額	円（税抜）

年 月 日

（申請先）

横浜市長

工事監理・施工状況報告書

空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付要綱第9条第1項の規定による補助金交付決定又は同要綱第11条の規定による補助金交付変更決定に基づき、次の建物は、当該決定を受けた耐震改修工事に係る計画どおり適正に施工されていることを確認しましたので報告します。

1 報告者（工事監理者（代表となる設計者））

建築士事務所番号	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
建築士事務所名	
建築士事務所所在地	
建築士番号	() 建築士 () 登録第 号
工事監理者氏名 (代表となる設計者氏名)	印
電話番号	

2 対象建築物

所在地	(住居表示) (地番表示)
所有者氏名	
構造及び規模	木造 階建て m ²
建築年月日	年 月 日
補助金交付（変更）決定通知書番号	年 月 日 第 号

※補助金交付（変更）決定通知書番号は、最新のものを記入してください。

3 工事監理・施工状況

種別	確認事項		確認結果
基礎工事 ※基礎工事を補助対象とした場合は、全ての確認事項について記入	現況基礎と耐震改修工事に係る計画との整合		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	地耐力		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	既存基礎の下地処理		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	アンカーの仕様・設置状況		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	配筋状況（本数・かぶり等）		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	コンクリート材料		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	打設後の養生		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	型枠及び支柱の除去		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	基礎形状		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
耐力壁工事 ※耐力壁工事を補助対象とした場合は、全ての確認事項について記入。ただし、「筋かい設置工事」、「面材設置工事」及び「特殊な工法」については、補助対象工事に筋かい設置工事、面材設置工事及び特殊な工法での工事が無い場合は記入不要です。	既存の筋かい・面材等の仕様と耐震改修工事に係る計画との整合		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	筋かい設置工事	筋かい材料（厚み等）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		筋かい設置状況	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		筋かい金物設置状況	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	面材設置工事	面材材料（規格・厚み等）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		釘・ビスの打ち方・本数	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	特殊な工法での工事	仕様材料・設置状況等（チェックシートがある場合は提出要）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	耐力壁周辺の基礎の状況		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	柱頭・柱脚金物の設置状況		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	アンカーの仕様・設置状況		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	段違い梁の有無（有の場合の補強）		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
柱・梁等の取り合いに係る補強・処理の要否（要の場合の補強・処理）		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
腐朽・蟻害部分の有無（有の場合の補強・処理）		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
屋根工事 ※屋根工事を補助対象とした場合は、全ての確認事項について記入	既存の屋根仕様と耐震改修工事に係る計画との整合		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	屋根葺き材料（荷重の確認等）		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
その他工事 ※補助対象工事のみについて記入	2階床面・屋根面	既存の床面・屋根面の仕様と耐震改修工事に係る計画との整合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		補強材の設置状況	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	剛性向上工事	腐朽・蟻害部分の有無（有の場合の補強・処理）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	腐朽部材撤去・入替え工事	腐朽・蟻害部分の補強・処理	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
建築物全般 ・計画全般 ※必ず記入	耐震改修工事に係る計画との整合		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	耐震改修工事の出来形		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	建築基準法関係法令等への適合（是正工事の状況を含む。）		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住所
電話
氏名

空家の改修等補助金（子育て住まい型）完了検査申請書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家の改修等補助金（子育て住まい型）について、次のとおり完了検査を申請します。

1 対象建築物

所在地	(住居表示) (地番表示)
所有者氏名	
構造及び規模	木造 階建て m ²
建築年月日	年 月 日
補助金交付（変更） 決定通知書番号	年 月 日 第 号

2 完了検査実施希望日

第一希望	年 月 日
第二希望	年 月 日
第三希望	年 月 日

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

第 号
年 月 日

住所

電話

氏名

様

横浜市長

印

空家の改修等補助金（子育て住まい型）額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました空家の改修等補助金（子育て住まい型）については、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

補助金確定額

_____ 円

担当

電話

メール

年 月 日

横浜市長

請求者 住所

電話

氏名

印

空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付請求書

年 月 日 第 号により額確定通知のありました空家の改修等補助金（子育て住まい型）について、次のとおり請求します。

請求金額

_____ 円

(振込先)

(フリガナ)			
口座名義			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

(注意)

申請者と同じ口座名義を記入してください。

第 号
年 月 日

住所

電話

氏名

様

横浜市長

印

空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家の改修等補助金（子育て住まい型）については、空家の改修等補助金（子育て住まい型）交付要綱第17条の規定に基づき、取り消したことを通知します。

取消しの理由

取消しの内容

担当

電話

メール